明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件（金融庁一〇）　三
○銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件等の一部を改正する件（同一一）　三
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業二）　三
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件の一部を改正する件（同三）　三
○農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項等の一部を改正する件（金融庁・農林水産二）　三六
○農林中央金庫法施行規則第百十二条第六号等の規定に基づき、同令第百十二条第六号及び第百十三条第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件の一部を改正する件（同三）　四三
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、平成二十九年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件（文部科学・厚生労働・農林水産・国土交通一）　四四
○平成二十九年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（農林水産五二六）　四四
○平成二十九年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同五二七）　四四
○平成二十九年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同五二八）　四五
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十二条第一項の区域を告示する件（同五二九）　四五
○平成二十三年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件の一部を改正する件（同五三〇）　四五
○平成二十三年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件の一部を改正する件（同五三一）　四五
○平成二十九年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（同五三二）　四五
○平成二十九年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同五三三）　四五
○平成二十九年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同五三四）　四五
○平成二十三年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件の一部を改正する件（同五三五）　四五
○平成二十三年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件の一部を改正する件（同五三六）　四五
○平成二十九年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項第一号の区域を告示する件（同五三七）　四五
○農業災害補償法第八十五条第二項の農林水産大臣の定める基準を定める件の一部を改正する件（同五三八）　四五
○農業保険法第百三十六条第一項の農林水産大臣が定める区分及び農業保険法施行規則第八十七条第一項（同令附則第八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による引受方式の選択の方法を定める件（同五三九）　四五
○農業保険法第百四十八条第一項の農林水産大臣が定める区分及び農業保険法施行規則第百十九条第一項（同令附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による引受方式の選択の方法を定める件（同五四〇）　四六

（以下次のページへ続く）